

## 総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和4年3月9日（水曜日）  
午前9時28分～午後2時50分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和委員長 坪井康男副委員長  
山中佳子委員 高木法生委員  
岡山隆委員 村田弘司委員  
山下安憲委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員  
竹岡昌治議長
- 6 出席した事務局職員  
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長  
篠田真理 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
波佐間 敏 副市長 高橋睦夫 病院事業管理者  
田辺 剛 デジタル推進部長 藤澤和昭 総務企画部長  
繁田 誠 観光商工部長 白井栄次 上下水道局長  
安村芳武 病院事業局管理部長 西山宏史 病院事業局管理部次長  
竹内正夫 デジタル推進課長 中嶋一彦 総務課長  
岩崎敏行 地域振興課長 早田 忍 美東総合支所長  
西村明久 観光振興課長 別府泰孝 商工労働課長  
岡崎輝義 管理業務課長 佐伯憲一 施設課長  
中林真樹 市立病院事務部副主幹
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時28分開会

○委員長（猶野智和君） おはようございます。ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。

議長、報告等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 報告はありませんけど、お願いがございます。

昨日、おとついと予算委員会やったときもですが、席の関係で非常に執行部が見えにくかったんです。今日もたくさんいらっしゃいますが。ぜひ、「委員長」と言うて、手を挙げていただきたいと思います。議員の皆さん方も御協力のほどよろしくをお願いします。

○委員長（猶野智和君） それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案19件につきまして審査いたしたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、議案第5号令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。佐伯上下水道局施設課長。

○施設課長（佐伯憲一君） それでは、議案第5号令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）の御説明をいたします。

このたびの補正につきましては、秋吉広谷浄化センター整備事業において、年度内に完了が見込めないため、この事業に係る繰越明許費の設定を行うものでございます。

右ページを御覧ください。

第1表の繰越明許費についてであります。

1款環境衛生事業・1項総務管理費、秋吉広谷浄化センター整備事業に係る経費として計上した8,125万円のうち、2,773万円を繰越明許費として翌年度へ繰り越すものでございます。

これは、秋吉広谷浄化センター整備事業に伴う測量設計において、関係機関との河川協議及び地域調査に伴うボーリング箇所追加により日数を要し年度内完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑

はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和3年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎上下水道局管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第9号令和3年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。

このたびの主な補正は、人事異動等による人件費及び資本的支出の建設改良費におきまして、県道の道路改良工事が令和4年度以降になったことによります配水管布設替えの事業費の減額などの補正を行うものであります。

補正予算書の予算の実施計画で説明をさせていただきます。

補正予算書3ページ、4ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入では、建設改良費の減額などに伴い、営業外収益の消費税還付金を314万3,000円減額し、収入合計を7億7,960万4,000円とするものであります。

続きまして、補正予算書5ページ、6ページを御覧ください。

一方、支出では、営業費用の美祢地域及び秋芳地域の配水及び給水費並びに総係費におきまして、人事異動等により、人件費を合わせて190万円減額し、減価償却費におきましては、3地域合わせて309万8,000円追加するものであります。

以上により、支出合計を7億4,498万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。

補正予算書7ページ、8ページを御覧ください。

まず、支出について御説明をいたします。

下の表の支出の説明欄を御覧ください。

建設改良費の排水設備、改良費におきまして、県道の道路改良工事が令和4年度以降となったことに伴う配水管布設替えの事業費に伴う——等に伴う減額により、委託料では1,096万円、工事請負費では3,021万1,000円の計4,117万1,000円減額し、支出の合計を9億6,097万8,000円とするものであります。

一方、収入では、上の表になりますが、負担金及び寄附金の他会計負担金を804万1,000円、出資金を1,589万円の計2,393万1,000円減額し、収入の合計を7億1,102万4,000円とするものであります。

次に、補正予算書の1ページを御覧ください。

第3条の資本的収入及び支出の本文の下から4行目になります。

この補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,995万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,100万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,048万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,846万3,000円で補填するものであります。

最後に、補正予算資料3ページを御覧ください。

この補正によります予定損益計算書になります。

下から3行目になりますが、2,708万円の純損失の予定となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第9号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のと

おり可決されました。

次に、議案第10号令和3年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 議案第10号令和3年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

3月補正予算は、収入支出両面において、決算見込みによる見直しを行うものがあります。

お送りした予算概要説明資料の1ページ、2ページにおいて、業務予定量から収益的収支、資本的収支等の概要について、現在の予算額と補正予算の対比が一覧できるよう取りまとめておりますので、これを用いて説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページの左側、美祢市立病院を御覧ください。

右予算現額が現在の予算額、左3月補正がこの議会で上程します補正予算であります。これは決算見込みと一致しております。

まず、③1日平均入院患者数の欄と、⑦1日平均外来患者数の行であります。黄色で色塗りをしております。入院患者の1日平均を92.6人に、外来患者数、各科1日平均を137.3人に、透析の1日平均を13.8人に、計151.1人に補正するものであります。

病院収益の中心である入院収益、その中でも特に柱となるのが、一般病床の1日当たり入院患者数です。一般病床が54.5人とどまると見込まれるのは、外来患者減少に伴い生ずる外来経由の2入院患者の減少と、看護師配置上の限界による病棟の制限的運用の両方によるものと考えております。

このような患者数の見込みを踏まえると、空床補償を加えても、収益的収支において、画面左2の収益的収支のうち、③当年度純利益をマイナスの1億8,589万2,000円とせざるを得ない状況であります。

市立病院にあっては、現在のところ、この年度末まで、どこまで赤字が圧縮ができるかにかかっております。

次に、市立病院の横の美東病院を御覧ください。

まず、③1日平均入院患者数の欄と、⑦の1日平均外来患者数の行であります。

入院患者数の1日平均を71.9人に、外来の1日平均を110.4人に補正するもので

あります。

このような患者数の見込みに、美東病院における15床の空床補償も加えて、収益的収支を見ますと、2の収益的収支のうち、③当年度純利益を1億877万4,000円としております。

市立病院と美東病院で赤字と黒字の両極端に分かれているのは、より看護師不足に苦しむ市立病院において、コロナ関連病床設置への看護師配置により、救急搬送や他の医療機関からの紹介を経由する入院患者を従来以上に受け入れつつ、外来を経由する入院患者を抑制することで、病棟管理をせざるを得ないことに加えて、1億円以上の空床補償の差が理由となっております。

次に、介護老人保健施設であるグリーンヒル美祢については、入所者数の1日平均を63.3人、短期入所者数の1日平均を2.4人に、通所者数を18.5人に補正するものであります。

このような入所者数の見込みを踏まえて、収益的収支を見ますと、2の収益的収支のうち、③当年度純利益をマイナスの3,453万9,000円を見込むものであります。

次に、訪問看護ステーションについてですが、訪問者数の1日平均を22.9人に補正するものであります。

外出抑制の中、訪問看護の需要の増加として表われております。

以上を受けて、病院事業等全体の収益的収支を、予算については、この一覧表の2の①総収入の行、その行の2ページの右から3列目、3月補正計の列に書いております39億5,219万3,000円とするものであります。

支出については、この一覧表の2の②の総支出の行になりますが、病院事業等全体の支出合計は、収入の2つ下の欄、40億5,912万円とするものであります。

以上を差引きした結果、病院等事業会計全体における当年度純損失は、さらに2つ下の欄、1億692万7,000円と置いております。

これは、一覧表の下のほうに、5の損益計算書の③当年度純利益の行では、税抜きで1億835万円の純損失として表示しているところであります。

最後に、病院事業等の資本的収支の補正の内容について御説明します。

3の①収入の行の建設改良の減とそれに対応する企業債の減を理由として、収入の行の右から3列目、2ページになりますが右から3列目、起債の収入計を6億9,940万5,000円、支出計を7億9,006万4,000円とするものであります。

議案第10号美祢市病院等事業会計補正予算に関する説明は以上であります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第10号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和3年度美祢市観光事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。西村観光振興課長。

○観光振興課長（西村明久君） 議案第11号令和3年度美祢市観光事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

このたびの補正は、トウクトウクの購入費用——トウクトウクの購入費用に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を充当することにより、資本的収入の他会計負担金を追加するとともに、消費税納付額を追加するものであります。

補正予算書4ページ、令和3年度美祢市観光事業会計補正予算実施計画で御説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出であります。

収益的支出の営業外費用におきまして、消費税及び地方消費税を23万5,000円追加し、支出の合計を5億293万3,000円とするものであります。

なお、この補正は、消費税の追加でありますことから、税抜きの収益的収支は既定予算と同じく、当年度純損失1億2,548万4,000円を予定しているものであります。

5ページをお開きください。

次に、支出的収入及び支出であります。

資本的収入では、トウクトウク購入費用に係る他会計負担金を259万3,000円追加

し、資本的収入の合計を3,401万9,000円とするものであります。

この補正により、資本的収入が資本的支出に不足する額は6,720万6,000円となり、当年度分消費税及び地方消費税、資本的支出調整額651万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,690——失礼いたしました。6,069万1,000円で補填するものであります。

議案第11号の説明は以上となります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を行います。

それでは、これより議案第11号を採決いたします。もとい、御意見なしと認め、討論を終えます。

それでは、これより議案第11号を採決——失礼しました。討論を行います。

それでは、これより議案第11号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号美祢市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） 議案第21号は、美祢市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

国においては、デジタル社会の形成を強力に推進する目的で、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これにより、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図るため、個人情報の保護に関する法律の改正並びに関係法律が廃止されることとなりました。

現在の我が国の個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって適用される法



令が異なっておりますが、今回の見直しにより、適用される法令を個人情報の保護に関する法律に一本化し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体、それぞれの特性に応じて、個人情報保護に関する規律が統一されることとなったものであります。

これに伴い、国の行政機関においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止、また、独立行政法人においては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は廃止され、地方公共団体が保有する個人情報保護条例についても、改正の必要が生じたものであります。

このような理由により、美祢市個人情報保護条例について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第21号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） 議案第22号は、美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

これは、妊娠、出産及び育児等と仕事の両立支援措置のため、国においては、人事院規則が一部改正され、令和4年4月1日から、非常勤職員の育児休業等の取得

要件が緩和されることとなっております。

それに伴い、本市においても地方公務員法の趣旨に沿い、継続勤務が見込まれる非常勤職員について、採用当初から育児休業等を取得可能にするとともに、取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、養育する子を持つ非常勤職員の育児休業及び育児時間、または介護をするための時間の承認を受けて行う非常勤職員の部分休業については、これまで、引き続いて在職した期間が1年以上であった要件が、このたび、この要件を廃止することとなった点であります。

したがいまして、非常勤職員においては、正規職員と同様、これらの休業について、採用初年度から取得可能となるものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終えます。

それでは、これより議案第22号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号美祢市ふるさと人財育成基金条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎敏行君） 議案第24号は、美祢市ふるさと人財育成基金条例の一部改正についてです。

本市は、第二次美祢市総合計画において、人の育成を基本目標の1つに掲げております。その具体化を図るため、美祢市ふるさと人財育成基金条例に基づきふるさ

と人財育成基金を設置し、国際交流事業等、規定された事業の利用者及び団体に助成金を交付しておるところです。

このたびの改正によりまして、従来、国際交流事業等、規定された事業の利用者及び団体に助成金を交付する直接助成制度及びその制度に係る審査会を廃止するとともに、対象事業を拡充いたします。

拡充する事業といたしまして、グローバル人財育成、デジタル社会に推進——デジタル社会の推進に寄与する人財の育成、次代を担う人財の育成、教育、文化またはスポーツの振興に寄与する人財の育成、地域経済の振興に寄与する人財の育成、地域医療または地域福祉を支える人財の育成、その他特に市長が認める人財の育成を追加する——拡充することとしております。

幅広い分野において、人財育成に資する事業の財源充当するため所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和4年4月1日からです。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） それでは、本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終えます。

それでは、これより議案第24号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 議案第30号美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

改正の理由は、道の駅おふくの施設について、レストラン施設を指定管理者が直接運営する方式からテナント方式に変更することを可能にするためのものであります。

改正点について概要を説明します。

1点目は、道の駅おふくのレストラン施設について、指定管理者が利用を許可し、それに伴う利用料金の周知を可能とするものです。よって、第5条指定管理者が行う業務の項目に、第3号道の駅おふくの利用の許可及び利用料金の収受に関することを追加しております。

2点目は、レストラン施設の利用料金を1か月当たり22万9,130円の範囲内と設定したことです。これについては、2ページの別表において、区分——区分にレストラン施設を加え、1か月の単価として、金額を追加しております。

この利用料金の積算は、美祢市行政財産使用料条例に基づき、使用する建物の評価額の100分の10の額をテナント部分の面積で案分し、日割りして算出した額でございます。

このたびの改正により、指定管理者がレストラン施設を使用する者を自ら選定し、その利用を許可することが可能となり、併せて、利用料収入を得ることができることになることから指定管理料の抑制につながるとともに、本市交流拠点施設である道の駅おふくの魅力の向上により、利用者の増加が期待できるものと効果を考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 本議案につきましては、条例改正ということで提案をされておりますけれども、何のことか分かりませんので、3月2日の本会議での市長の提案理由説明に戻りまして、ちょっと具体的な質問をする前にあの背景、事情等を述べさせていただきます。

3月2日の本会議で、篠田市長より提案理由の説明がございました。その内容はこういう内容でした。

道の駅おふくのレストランについて、指定管理者が賃貸借契約に基づき別の事業者への利用を——可能に利用を許可できるよう所要の改正を行うものと、こう

いうことでした。ただいまの提案説明と同じものですが、そのような理由で、本議案を提案すると、こういうことでした。

で、その際の、私幾つか質問いたしましたが、市長の答弁はこのようでした。少し長くなりますが、そのまま言います。

美祢観光開発株式会社のレストラン部門については、社長以下、いろいろな改革を図られてきましたが、改革がうまくいかないということで、美祢観光開発からテナント方式で運営を行いたいとの話もありましたと。この、もってというのがちょっとよう意味が分かりません。もともと執行部からそういう何かがあったのかもしれませんが。併せて、美祢観光からもそういう提案がありましたと、何だか分かったような分からんような説明でした。

で、テナント方式であれば、新たな条例改正も必要ですし、外部の審査会にける必要もあります。要は新たなテナント方式によりレストランを改革し、より魅力ある道の駅に持っていきたいというのが趣旨ですと。賃料月額22万円は、これ年額で275万円です——は管理者の収入になり、したがって、市としては財源的なリスクも改善できます。また、新たな道の駅の創出につながるということで条例改正を提案したものですと、このような3月2日の説明でございました。

こういうふうなことでございますので、この条例改正提案の中身はこういう趣旨だと理解いたしました。

それで、これから少し具体的な質問の前提になることをちょっと申し上げます。

まずね、指定管理者がテナント方式によりレストランを運営することは、法的、法律的には可能だと思います。

なぜならば、指定管理者が有する管理権の中に、賃貸借が含まれているからです、民法上こういうことです。美祢観光開発株式会社は、道の駅おふくを管理する権限を持っていらっしゃる。この管理権の中に、賃貸借契約で、どなたかに施設の一部を利用させると、これは可能であります、法的には。

現に、恐らくこれを参考にされて今回の提案だと思いますが、長門市の道の駅、センザキッチンというのがございます。私、残念ながら行ったことないんですが、行かれた方もおると思いますが。このセンザキッチンの指定管理者である長門物産合同会社がテナント方式で——テナント方式で、飲食店1つ、2つ目物販、3つ目サービスを運営しておられる実績がございます。現にそういう実績があるので、テ

ナント方式で、指定管理者が第三者に利用許可を与えるということは問題はない、法的には問題ないと、このようにまず思います。

しかしながら、美祢観光開発の今回のテナント方式の導入に至る経緯を見れば、指定管理者制度の再委託禁止の趣旨、趣旨ですよ——に反するのではないかと考えられます。

平成18年4月1日から道の駅おふくは指定管理者制度に移行していました。それまでは管理委託方式です。18年4月1日から指定管理方式に移行しましたが、このときに美祢市と協定が締結されてます。これ基本協定といいます。ちゃんと言いますと、美祢市総合交流促進施設管理運営に関する協定っていう名前です。第3条に再委託の禁止ということで、美祢観光開発株式会社は、道の駅の管理運営を第三者に委託してはならない。このようにうたわれていますし、23年3月29日にこれが改定されましたが、同じような文言があります。つまり、再委託はしてはなりませんというのが趣旨であります。

それで、今回、私は直感的に、この再委託禁止に抵触するのではないかと思いましたが、先ほど申し上げたように、賃貸借契約で第三者に使用許可を与えるということは可能だと。改めて確認をいたしましたら、それが判明いたしました。

そこで、さらに私が考えましたのは、さはさりながら、やっぱりちょっと問題あるねと、じゃあどのような問題があるかということをお知らせします。

今回の条例改正案の議会への提出の3か月前、去年の12月です。美祢観光開発株式会社は指定の審査会で、ここに審査会のあれを持っていますが、美祢観光開発株式会社は、人的・物的管理能力を有するというので、指定管理者認定審査会の審査で高い評価を獲得しておられます。したがって、今年4月1日からの1年間の指定管理者として全く問題ありませんと、大変高い評価を受けておられます。

ここに、審査会の選定過程っていうのもありますけどね。これ管理を安定して行う能力を有する団体かっていう項目がありました。150点満点で120点と非常に高い評価を受けて合格しておられます。そのことは間違いありませんが、しかし、そういう評価を受けて4月からの、今年4月からの指定管理者に選定されたと。にもかかわらず、3か月後に、レストラン部門の改革がうまくいかないと、なかなか成果が上がらない、よりよいものにしようというふうなことでテナント方式を導入したいという提案、この3か月間に何か当初、予測もできない特別の事情の変化が生じ

たという以外は、これは認められるものではありません。

つまり3か月前に、レストラン部門を自力で管理運営できない、法人を指定管理者として認めたということになりますよ。素直に流れを見ますとね。

そこで、今回の条例改正案を総務企業委員会で審議する際に、次のことが必要だと思います。

これからが質問です。4項目ありますので、最初に一遍に読みます。あと一つ一つお答えいただきたいと思います。

指定管理者選定審査会で、審査をパスして以降、3月のこの条例改正議会までの3か月間での特別な事情が変わったという事情変更があったのかなかったのか、お尋ねします。

2点目、市長発言の条例改正の理由の中に、改革とか成果とか効果とか、よりよい道の駅おふくのレストランの経営とか、いろんな言葉が出てきます。この内容はいかなるものですかと。例えば、レストラン部門の改革っていうのはどのような改革を今までなさってきたのか、その点をお伺いします。

3点目、選定審査会で、人的・物的管理能力を有すると3か月前に評価されたのに、主要部門のレストラン改革がうまくいかないと、自力、自前で管理運営ができないという事態にどうしてなったんでしょうか。どうしてなったんでしょうかっていうのが3点目。

4点目、これが最後の質問ですが、審査会で管理能力ありと評価され、その後議会での承認を得たはずが、3か月後にテナント方式の条例改正案を議会へ提出すること自体が、市長あるいはこの議会が市民からの信頼、信用を失うことを意味するのではないかと私は思いますが、この点、執行部はどのようにお考えか、この4点についてお尋ねいたします。

まず、1点目の指定管理審査会で審査をパスして以降、この3月までに特段の事情変更があったかどうか、お答えください。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

1点目の御質問として、12月議会からこの3月議会までに、特段の事情変更があったかという問いであったかと認識をしております。

特段の変更が生じたとは、こちらのほうでは、そういう手続を進めてきたわけで

はございませんで、12月議会に従前の議案を提出いたしました経緯といたしましては、本来指定管理者の指定に関する議案を12月に提出いたしますのは、その指定後の基本協定や年度協定など所要の手續、準備を踏まえ、确实性の観点から提出をいたしておるところでございます。

12月議会におきまして、指定管理者の指定の御議決を賜りました段階におきましては、現在のテナント事業に関する最終的な諸内容の調整や、平成29年度にリニューアル工事しました補助金の返還の有無に関する調査等の手續がまだ正式に整っておらず、12月議案提出時期までに間に合わないこととなったところでございます。

このことを踏まえ、今後の手續上、通常の指定手續を進めておくことが、今年4月からの1年間の指定管理業務を安定的に進める上で最低限必要であるとの判断に至ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 12月から今までの間に、特段の事情変更はなかったというふうにお答えをいただきました。

私も別に、何の変化もないにもかかわらず、ぴよこんと今回この条例改正案が出てきたと思っています。

次の質問にいきますよ。

2点目、市長が御発言になっていきます条例改正の理由というのが、何か分かったような分からんようなことです。

つまり、レストラン部門については、従来から改革を進めようといろいろ努力しました。しかし、なかなかうまく成果が上がりません。効果もなかなか上がってきません。で、結局はよりよいレストランの経営等を行いたいと、こういう説明でした。

言葉はいろいろ変わっていますが、一体レストラン部門について、どのような変革、改革の努力をされたのか、具体的に説明をお願いします。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井副委員長の2点目の御質問にお答えをいたします。

これまで、従前のレストラン部門において、どのような改革を実施されてきたか



ということでございますけども、本来、このたびレストラン部門におきまして、テナント方式の採用を、そういう意向になられた理由と併せまして申し上げますと、従前からレストラン部分及び温泉部門について、赤字の運営が続いておったところでございます。

レストランにつきましては、坪井副委員長から従来より御指摘があったとおり、原価率の御指摘等もいただいておったところでございます。現在、新たな社長の下におきましても、原価率の抑制、地域特性を生かしたメニュー開発や——などの引き続き努力を行ってきたところでございます。

しかし、販売費及び一般管理費を含めたトータルな経費を含めると、赤字が続いておる状況に、やはり改善の道がまだまだこれからというところでございます。

さらには、現在コロナ禍という状況もあり、リスクの多い運営が続いている状況でございます。この状況下を打開するための方策の1つとしまして、今回テナント方式の選択を考慮されたということでございます。

テナント方式の導入の目的、意図におきましては、道の駅おふくを運営する美祢観光開発株式会社の経営の安定と市の指定管理料の抑制、そして道の駅のおふくの魅力の拡大、それによる利用者の拡大という相乗効果も期待できるところでございます。

このたびのテナント入居に関しまして、美祢観光開発株式会社が検討された結果、観光客などの利用者に快適で、魅力的なサービスを提供していく交流拠点施設としてより効果的な一手法と考えられ、将来的な収益改善につながる可能性があり、よりよいサービスの向上にもなると判断をされたところであろうと考えております。

以上でございます

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 繁田部長お願いですからね、質問したことのみを教えてください。

テナント方式導入で云々ってことは、私は質問していませんよ。今までどのような改革されてきたか、それを聞いているので、これから以後の質問もですね、繁田部長お願いですから、質問されたことにお答えをくださいませ。

次の質問です。

従来から今繁田部長おっしゃったように、レストラン部門と温泉、これが赤字の

2つの部門です。どんなに特産部門とかシャーベット頑張っても、この2つの赤字、合わせて800万円ですよ。それぞれ400万円。それが一向に解消しない。どうするかどうするかって、いろいろ検討なさったと思いますよ。だけど、なかなかうまくいかないから。

ならば去年の12月時点でも、そのことは十分に分かってたはずですよ。何で、突然12月から3か月もたたない間に、さっきお伺いしましたように、特別の事情変化があったんでしょうかと、そういうことならば、去年の12月の審査会、審査は一体何だったかと。審査会は、何でもない理由で開いたとしか思いませんよ。そのことを聞いているのに、テナント方式を導入したらどうのこうのって、どうして私の質問に直にお答えにならないのですか。何か持っておられるメモを読み上げりゃあいいっちゃうもんじゃないですよ。気をつけてください。

それから、今申し上げたと同じですが、さっき質問した骨子は、この3か月の間に、いつ、どういう理由で、自力、自前で管理運営ができないという事態になったかという質問でした。何のお答えもありません。

次にいきます。

これが最後の質問です。審査会で管理能力ありと、さっき申し上げたように、150点満点で120点ですよ、とってもいい評価をされてるんですよ。管理能力ありと。それで、そのことについて、12月議会で私ども承認してますよ。その3か月後に、テナント方式での条例改正をまたお願いしますと、このこと自体が執行部はもとより、議会だって、市民からの信用、信頼を失うと、こういうふうに私は理解しますが、これは副市長答えてください。そういうことでしょうかと。

私は、それは執行部もそうですし、議会も市民の信頼を失いますよ。何だって、たった3月の間にがらっと変えるかって。どのように執行部お考えか、副市長答えてください。

○委員長（猶野智和君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 坪井副委員長の御質問にお答えいたします。

当初からの質問に対して、繁田部長のほうからも御回答しておりますように、12月議会に提案、指定管理の指定に関して提案いたしました段階から特段の事情変更はないというふうに答弁させていただいておりますけれど、12月議会におきまして、美祿観光開発株式会社は、道の駅おふくの指定管理者として御議決いただいたわけ

であります。そこに至るまでに、選定委員会におきまして、業者選定をしたことも、坪井副委員長のほうからの質問の中にありますけれど。

美祢観光開発株式会社が、いわゆるこのたびは1年という指定期間での算定でありますけれど、事業者としての収入、それからそれに伴う経費としての支出、その業務委託を受ける期間におけるその収支差額について、指定管理料として算定をし、12月議会に、予算の債務負担として提出しております約1,500万円の金額を指定管理料として支払うことを前提として、選定委員会においても了解し、議案として提出させていただいたというところであります。

各年度、これまでの各年度の決算、予算決算委員会においても、各年度の道の駅の決算状況を報告しておりまして、その中の、いわゆるレストラン部門の赤字についても毎年度御報告させていただき、その都度、市としても、議会としても、もうその改革等について御意見をいただいている——いただいていたところでもあります。

そうした中において、レストラン部門の事業の収支も含めた、赤字の収支も含めた指定管理料1,500万円を業務委託料として支払いをするという前提での指定管理者の指定を議決いただいたところでありまして、その後、特段の事情の変化がないという状況ではありますけれど、レストラン部門の改革をテナント方式によって、その改革の起爆剤になるのではないかという考えの下で、このたびの提出ということにさせていただきました。

3か月の間で、どういうふうな状況の変化があったのかについてということに対しての御回答にならないかもしれませんが、将来の道の駅の魅力ある発展のために、このたびの美祢観光開発に対して利用の許可権限を与えることにより、道の駅のレストラン部門の発展を考えたという状況であります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 説得力のある御回答は得られません。

今おっしゃったようなことは、去年の12月の段階でも分かってたはずですよ。あるいはレストランの赤字っていうのも、うんと前からずっと分かってたことです。

私がさっきから申し上げてるのは、なぜ12月議会でそういうことも踏まえた、今回のような提案をなさらなかったのか、そこなんです。

したがって、私1人だけじゃいけませんので、私はこんな御提案ならば、もう賛

成できません。私の——これは後で意見としてもう一遍言いますが、私からの質問は以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回条例改正なんですけど、美祢市道の駅おふく、この設置の目的ですよね。これをちょっと、ちょっと一度再確認していきたいと思います。

概略ですけれども、農林水産物の展示販売、産物を活用した郷土料理の提供、観光イベント情報の受発信、温泉を利用して市民の健康増進を図る、特産品の振興及び雇用の場の確保を図り地域産業の振興に資すると、こういう形で目的——設置目的があります。

この中であって、確かにレストラン部門いろいろ改革してきたでしょうけれども、毎年400万円程度の赤字がずっと報告が続いておりますよね。それで、こういった、何とかしようという今回の一部条例でありますけれども。

実際今、おふく道の駅で勤めている方、36人の雇用を抱えてますよね。それで、このレストラン部分を今度テナント方式でやっていって、今レストランに勤めている人の雇用確保が従来どおりちゃんと確保できるかどうか、その辺の説明も何もないですね。ちょっと非常に心配です。そういったところがどう今後、ちゃんと確保できるんかということが第1点とですね。

今回、いろんな方から聞きますけれども、なぜ公募をしてやらなかったか、一番これが私は落ち度と思っておりますよ。公募して、そしてなかったならば、今回の形で進めていけばいいと思っておりますけれども、それ以前に、もう非公募でやってもう決めてると。これ一体どういうことなんですかね。ちょっと信じられません、私から言わせれば。

だから、今回地域振興を図る、地域産業の振興を図る、こういった設置目的から見たら完璧に逸脱していると私は見ております。これは大変なことです。このおふく道の駅の設置目的を外れているような、こういったところからなぜ外れてしまったのか。まして、また、非公募になってしまったのか。地元でやっぱりやりたい人もたくさんおられたのではないかと、私はこのように思っております。そういったところを非常に、今回の条例一部改正は課題があると見ております。

それ以前にですね、市民館食堂、これも非常に厳しい。こういったところをまずきちんと内を固めて、足固めをして改革していくことがまず私は先じゃないかと思

っていますし、その点がなぜ進めていかなかったのかどうか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 岡山委員の御質問にお答えをいたします。

1点目の道の駅の設置目的、または業務内容、その他、雇用に関する問題でございます。

道の駅の事業等、指定管理者が行う業務につきましては、事業の2番目に地域食材等を活用した郷土料理の研究及び提供というところがございます。

また、指定管理者が行う業務に、その事業の今申し上げました2番目、地域食材等を活用した郷土料理の研究及び提供ということが業務にあります。

このような条例の事例につきましては、他の道の駅テナント方式を採用しておる道の駅の条例も同様の項目となっておりますところでございます。

つまり、今回の条例改正によりまして、指定管理者の業務に道の駅おふくの利用の許可をするということを追加し、それを行わせることで、地域食材等を活用した郷土料理の研究及び提供に関することを、俯瞰的に道の駅おふくの施設運営を行わせるというところでございます。

また、直接的な地域食材等を活用した郷土料理の研究及び提供が全くなくなったわけではございません。

今年度、道の駅おふくの外部にあります旧染色工場の改装工事を行っておるところでございます。この施設を活用し、コロナ禍に応じた食のテイクアウト事業を令和4年度から美祢観光開発のほうで行われることとされておりまして、テイクアウト商品には、地元の農産物を取り入れました商品構成とされることを伺っておりますし、指定管理者候補審査会でもその内容をプレゼンされ、候補者として選定を受けたところでございます。

雇用の関係につきましては、そういったテイクアウト等の事業にも流動的に人材を配置するというところで、重点の雇用の確保に最善に努められる予定であります。

また、レストランを行われる予定の方との協議におきましても、ぜひ地元の方を採用し、雇用の確保に努めたいということを申し述べられているということを確認をしております。

2番目、非公募のお話を御質問いただいたかと思っております。

まず、今回の今後の入居予定者を公募や非公募におきまして選定をすること、つまり、既に決定をしているわけではないということを御了知願いたいと思っております。

それは、レストランを利用施設として、利用許可が指定管理者の業務とする今回の条例改正を行って初めて利用希望者の正式な受付が始まることとなることによることとございます。その上で、他の同様な道の駅では、道の駅テナント入居時に公募している情報を確認しておりますが、公募されている場合、道の駅の当初の開設時に施設の利用貸出方式を採用している場合、または、もともとのテナント利用施設に空きが出た場合などに公募されてる事例が主であると認識をしておるところでございます。

このように、本市、道の駅におきましても、テナント方式にすることを計画的に決めた場合や空きテナントとなった場合等、または特段の候補者がいない場合、広く募集を行い、選定をすることが今後考えられるところとございます。

しかしながら、今回は、入居を考える希望者の提案を美祢観光開発株式会社が受けたことで、レストラン施設の活用方法の新たな検討を開始されたことによることとございます。このことは、今回の条例整備に向けての事前の検討されたことであり、業務範囲を事前に調整をされたことであるというふうに認識をしております。

今後、条例改正後、入居希望者と改めて面談をし、これまでの実績であるとか、レストラン経営に関する考え、今後の事業計画、運営方針等を最終的に確認をしながら、今回のテナント方式が道の駅に及ぼす影響は——好影響を及ぼすかどうか、指定管理者が最終的な確認協議を行いながら総合的に判断し、今後の方針として、決定をされることとなります。

3点目としまして、市民館食堂等を踏まえて、総合的な経営の判断といたしますか、抜本的な改善を図られていくべきではなかろうかというような御質問であったかと思っておりますけれども、国が示す第三セクター等の経営健全化の推進について、既に通知されていますように、第三セクターの効率化、経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組むように要請されているところでありまして、第三セクター等の抜本的改革を必要とする状況にありながらも、取組が遅れているところにつきましては、速やかに取り組むこととされておるところでありまして、今回の条例改正を御提案し、美祢観光開発株式会社の経営の健全化に努めてまいりたい

いというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今答弁がありましたけれども、今後公募で入ってくる人は、今のレストランで働いている方については、その経営者によるところが大きいみたいなことを言われました。

そうすると今、実際、おふく道の駅で勤めている35人の雇用は、レストラン部分ももし外れても、ちゃんと雇用がちゃんとできるかどうか、ちょっとその辺説明してくださいね。

それと2点目として、この公募、これあれですか、まだ正式に、またちゃんとそういった事業者が入ってくるにあたって、事業者を公募するということですか。ちょっとようその辺、説明がちょっとあやふやでしたので（発言する者あり）説明があったच्छゅうこと。そこのところをいずれにしても早めに、それやったच्छゅうことで、ちょっと理解できないところもあるんですけど、今後もう説明を早めに――実際それを早く、私は公募を広く、当然かけていかなくちやいけなかったものだと思いますので、その辺は非常に心配しているところでございます。

今後、その辺について、今の形で、今回商工労働課で決めたことが進んでいくということでもいいんでしょうか。ちょっとその辺、2点お伺いします。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 岡山委員の再質問にお答えをいたします。

雇用の確保のお問合せ、質問でございますけれども、現在の勤められてる雇用者におきましては、レストラン部門から外部の外に、新たに改装しましたテイクアウト部門の新規開設に併せて、流動的に人員配置を図られるということは伺っております。

2番目としまして、公募のお話ですけども、先ほども申し上げましたように、今回の条例改正によって、指定管理者の業務としまして、施設の利用許可が整って初めて公募なり、または事前の相談、調整に基づく候補者の選定が正式に行われるところでありまして、条例改正を行う以前に公募することはできないというふうに解釈をしておるところでございます。

また、道の駅おふくの指定管理者の公募審査会におきましても、テナント方式を

採用し、利用の許可を指定管理者が業務として行うということは、事前に当てがあるのかという御質問もいただいております。

当てもないのに、条例改正をある意味しても意味のないところもございますので、審査会においても、そういった当てがあるかどうかという御質問で確認をされて、正式にそのプレゼンを受けたところで審査会として再編し、決定をされておるところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） では、暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

---

午前11時10分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ほかに。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 先ほど、坪井副委員長並びに岡山委員のほうから、12月議会に提出した指定管理者の指定についての議案から3か月もたわずに今回の議案提出、条例改正の提出について質疑がなされまして、私の答弁したところでありませうけれど。

その3か月も——足らずといえますか、12月議会において、市議会のほうでその指定管理について真剣に御議論いただいたその内容等にも、今回の条例改正が短期間において変更の提出をしたということで、12月議会で、議会のほうで真剣に議論していただいたことを軽視するような形になってしまったことを大変申し訳なく思っております。大変反省しております。今後、このようなことがないように十分気をつけたいと思います。申し訳ありませんでした。よろしく申し上げます。

○委員長（猶野智和君） ほかに質疑はございませんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 今、副市長のほうからお断りがあったわけですが、私はちょっと視点を変えて質問をさせていただきたいというふうに思います。

おふくの道の駅、仮の指定期間ですよね。1年ということで、去年の12月にさっきから問題なってるけど、議決をいたしました。

それに対して、道の駅みとうは、3か年の指定期間ということで議決をしております。なぜ、おふくの道の駅が、指定管理期間が1年で議決をしたかというのは、



これはおふくの道の駅が第三セクターで運営をされておるからということですよ。

これ美祢観光開発株式会社ということで、道の駅ですね、おふくの。それと美祢農林開発株式会社、この2つが指定管理ということで、いずれも1年の指定管理期間で議決をしたところです。

それはなぜかという、昨日の予算決算委員会の中でもいろいろ質疑がありましたけれども、第三セクターの改革推進委員会、これが設置をされて、令和4年度に586万7,000円という予算が提案されて、昨日委員会では可決されたところです。この中身が、美祢農林開発株式会社の大きな改革もそうですけれども、当然のごとく道の駅おふく、併せて、両第三セクターをどういうふうに改革を進めていくかということに、この予算が使われるということになっておると思います。

そして、昨日の説明でも、改革推進委員会を年3回はやるということを執行部のほうから説明がありました。

そうすると、今回の道の駅おふくのレストランの改革に関わること、私は、私だけじゃないと思いますよ。おふくの道の駅の主要な事業部門は、温泉、レストラン、そして、物販のところですね、これは大きく3つが主要部門だと思います。

その1つであるレストランを改革をするということ、それも含めて、当然のごとく、この第三セクター改革推進委員会の中で議論を重ねていって、この1年間ですね、令和4年度の、その上で改革の方針が出てきましたと。それをもって、次の年度にレストランなり、温泉なり、物販の改革を進めていくというのがしかるべき筋ではないかと私は思うんです。私も、かつて市長をしておりましたので、この行政体の行うべきプロセス、道筋というのは理解してると思っております。

ですから、そのことは置いておいて、突然のごとく、道の駅おふくのレストラン部門ですね、主要な1部門であるレストラン部門が改革というのは私はいいことだと思うんですよ。そのことを熱心に考えられたということもすばらしいと思ってますけれども、この大前提があるのに、それは置いておいて、急にこのことが出たということ。

ですから、私がお伺いしたいのは、この第三セクター改革推進委員会なるものと、今回のこととの関連、このことをちょっとお伺いしたい。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの村田委員の御質問にお答えをいたします。

予算委員会のほうでも御説明をいたしましたけども、令和4年度、1年以内に、第三セクターの業務の検討を行うことといたしまして、その主は、美祢農林開発株式会社が担う業務の再検討を主軸に置いておるところでございます。主には、刑務作業の再検討と、農林資源活用施設の業務の施設の利活用について検討を行うということでございます。

第三セクター改革推進委員会におきましても、この2月に委員会を開催をいたしまして、令和4年度に、今後進める美祢農林開発株式会社の刑務作業の新規開発、または農林資源活用施設の今後の業務運営、または施設の利活用について、今後審議を進めていく上説明をいたしまして、所要の御意見等賜っておるところでございます。

道の駅、美祢農林開発株式会社が業務を整理することで、仮に吸収合併ということになった場合に、美祢観光開発株式会社として、新たな業務の開始、道の駅おふくに与える影響が好影響なのか。それとも、負担を抱えての吸収合併になるのか等の議論を今後進めていく必要がございます。

レストランのテナントに関します利用の許可に関する指定管理者の業務の追加についても、このたびの2月の委員会に報告はいたしましたところでございますが、審議議案として取り扱いましたのは、先ほどの農林開発の刑務作業と農林資源活用施設の今後の利活用についての審議議案を上げたところございまして、レストランのテナントの今後の業務運営に関しましては、この条例改正が終えた後の今後の審議議案といたしたいところでございます。

多少手続的に前後になったかと、ただいまの村田委員の御指摘をいただいて感じたところでございますが、できるだけ委員が言われますように、第三セクターの改革推進委員会でもいち早くこの問題の御意見を賜ればというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 今繁田部長、反省をされたというふうにおっしゃいましたけれども、今のお話をお伺いすると、第三セクター改革推進委員会、2月に——今年度ですね、開催された。そのときに、道の駅おふくのレストラン部門のことをお諮りはしなかったけれども、報告をしたという言葉がありました。その報告とい

う意味の中身がよく分からないんですが、テナント方式にやるということをもうほぼ決めとる、もしくは決めておるといふ報告なんでしょうか。

それと、先ほどお話の中で、美祢農林開発株式会社、矯正施設の行政の関係でやっておる事業ですね、こちらのほうを主にやるということでした。それと、経営統合という話も出ましたよね。美祢農林開発株式会社とそれと美祢観光開発株式会社、道の駅を経営統合するということのお話も今ありましたけれども、それを今後、令和4年度のこの改革推進委員会で諮っていくという今お話だったと思います。

そうすると、道の駅おふくの先ほどお話した主要部門の在り方とか、経営の仕方とか、そういうことも併せて審議をされて、その中で、どういうふうな形がしかるべき姿、ベストはなかなかないでしょうけれども、健全に堅調に経営統合に持っていけるかという議論までいけるはずだと思います。その中で、今のお話のレストラン部門のことも当然出てきて、その結果を受けて、改革に入るといふのが道筋だろうというふうに思います。

で、若干という言葉がつけられたですかね。若干と言われたか、少しと言われたか分からないけれども、段取りが悪かったということは言われたけれども、随分段取りが悪いと思います。私は行政体として、責任ある予算、これやはりどうしても市民の方々の税金を使っていますから、それを常に心の中に入れて、有効に有益で使うということが必要ですから、そのことを考えられた上でいられないといけないと思います。

道の駅おふくの方々も一生懸命努力をされている、私も近くに住んでますからよく分かってます。改革をしていきたいという気持ちを持っておられるのよく分かってます。だからそれを執行部、行政体のほうがちゃんと組み入れて、それが無にならないように、今回のようなことにならないようにちゃんと段取りをおって、道の駅おふくの職員の方々、スタッフの方々、社長を含めて、前を向いてやっていけるような形をちゃんと提示してあげないと、こういうことが起こってくると職員の方々、スタッフの方々の気持ちが薄れてしまいますでしょうから、やはりその辺はちゃんと行っていただきたい。

もう一遍ちょっと聞きましょうかね。ちょっとさっきの報告をしたっちゃうことがよく分からなかったんですよ。教えてください。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの村田委員の再質問にお答えをいたします。

2月に開催をいたしました第三セクター改革推進委員会において報告をしたというふうにし述べましたけれども、そういったレストラン部門の改革を予定をしておるということを申し上げたところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 今、これ3月議会ですよね。本会議で——大きな議会でこういうふうな大変大きな議論しとるわけですけども、そうすると、改革推進委員会のほうに諮るのではなしに、もう改革をするということを報告したという意味がよく分からないんですよ。

主要3部門の1つを改革するのを改革推進委員会のほうにお諮りをして、そのプロセスを得た結果として、この2月にこういうことになりましたということで報告をするというの私は理解ができます。そういう経緯があったんでしょうか。再度聞きます。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの村田委員の御質問にお答えをいたします。

第三セクター改革推進委員会につきましては、過去から第三セクターの経営改善について、いろんな各専門分野の委員の方からその意見を賜り、意見を集約をしておるところでございます。

農林資源活用施設につきまして、刑務作業に関します収支の状況でありますとか、農林開発株式会社の指定管理の収支の状況につきまして、いろんな御意見を賜っております。

また、美祢観光開発株式会社におきましては、毎年度、事業の収支報告を行いながら、どこに課題があるのかということをお意見をいただいております。

そういった中で、美祢観光開発、自らの経営努力ということで、温泉部門とレストラン部門が主に赤字でありますけれども、そういった中で、どういった事業努力を行っておるといふ報告をしながら、収支の状況は、まだまだ改善の道半ばであるというような状況の報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 説明は長かったけど、中身がよく分かりませんでしたね、私は。

いいでしょう、これ以上深掘りをしていくと、また時間を取るようになりますし、ほかの委員の方々も思いがあるでしょうから、私はここで置かさせていただきます。

○委員長（猶野智和君） ほかに質疑ございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 先ほどの執行部からの答弁の中で、12月の審査会、認定審査会以降3か月間特段の事情が——事情がないままに、このたび条例改正を出されたんだというようなお話だったと思いますが、このテナント導入という案はいつ頃出たものなんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの山中委員の御質問にお答えをいたします。

委員が言われますのは、このテナントの話は、いつ出てきたのかという御質問だったかと思えますけども。正式に、美祢観光開発株式会社からテナント方式を導入したいという申出がありましたのは、本年の1月になってからのことでございます。以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、美祢観光開発から話があったということの、そのときに具体的な話は決まっていたのでしょうか。業者をどのようにするとかいうような話は、その辺は把握されておりますか。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの山中委員の御質問にお答えをいたします。

正式に、美祢観光開発株式会社からテナント方式の導入を検討したいという申出を1月に受けたわけでございますけども、やはりそれを行うには、当然条例改正が必要となってきたところでございます。

美祢観光開発株式会社としても、そういった申出をされるということは、先ほどの12月議会に間に合わなかった理由の1つに、そういった事前調整が済んでいなかったということでございますので、そういった事前調整を昨年の夏前後から始められておたいうふうにお聞きしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それで、このたび条例改正出されたわけですがけれども、この条例改正が通らないと、次の35号の指定管理の指定というもの——美祢観光開発の指定管理の認定ということもできなくなるんじゃないかと思うんですけれども、条例は絶対通ると思われてこの条例出されたんですかね。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの山中委員の御質問にお答えをいたします。

この条例改正と後の議案の指定管理の指定のお話でありますけれども、当然指定管理の指定を再度行うことは、その業務の内容が変更になることから、改めて、指定管理者候補者の選定審査会にもお諮りをしておるところでございます。よって、この条例改正と、指定管理者の指定はワンセットになっておりまして、この条例改正が整わなかったときには、指定管理者の指定は従前の指定に戻ることにしようかと思っております。

通ると思って、この条例改正を出しておるのかという御質問なんです、通る通らないというよりも、必要な条例改正であるという判断に基づき、議会のほうにお諮りをしておるところでございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 私もこの条例、いい条例だと思います。本当あそこはテナントを入れるなり何なり改革されることが必要だと思いますけれども、ちょっと手続が、私は問題があったのではないかと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかに質疑ございませんか。竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 地方自治法の105条に基づいて発言を許可いただきましたので、ちょっと、本来なら委員でありませんので発言はできませんが、あえてさせていただきます。

根本的にですね、この意思決定をする観光開発、いわゆる観光開発ということなんです、今まで議論されたのは、物販、それから温泉、それからレストラン、主にこの3つなんです、実際には、社名が観光開発とわざわざ打ってあるように、地域の情報とか観光の情報、情報発信、それにイベントもですね。本当は、私は企画実施だと思うんですけど、企画構成と書いてあります。こうしたことが議論はさ

れてませんが、経営者会議っていうのはあるのかないのか。

で、村田委員も質問されましたように、推進会議の役割って一体何なのか、報告だけで済ませせるのか。今回の大きなこの変革について何の意見もないというのは、私はいささか解せない。何のための委員会なのかも分かりませんし、その辺の役割と基本的なことなんですけど、条例改正を出す前に、こうした大きく物事を変えようと言われる指定管理者がどういう手続を取って持ち込まれたのか。

それからお聞きすると、12月議会のときには、もう既に水面下でそういう話があったというならばですね、少なくとも、美祢市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例というのがあるわけですが、その中で、公の施設の事業計画書が提出されてると思うんですね。少なくとも、その中にはどのような計画が書いてあったのか。いきなり12月に可決して、はあ1月にはレストランはどうかのこうのって、こんな話はないと思います。

ですから、もう12月以前にこういう話が水面下で動いてたんならば、当然そうした事業計画にも検討中だとか何だかがないと——で、経営陣の意思決定はどこでされているのか、それもちょっと分からないし。推進会でも報告だけしました。株主総会も何も出てこない、経営者会議もあつたかないか分かりません。

その辺で、ただ、社長が全権限を持つてゐるならば知りませんよ。普通の株式じゃったら、社長が五十数%持ちよつたら、社長の1人の考え方でも動くわけでありますけど、観光開発はそうはならないと思つてますから。よろしゅうございませうか。基本的なことをもう1回、ちょっと整理をしていただきたいなと思うんですね。

設置条例は、当然読まれたと思います。今回は、私は議員の皆さん方がもう入口でいろいろな議論をされてる、当然だと思いますよ。ですから、その基本的なところをしっかりと説明させていただきたいと思いますが、委員長よろしく。

○委員長（猶野智和君） 答弁……。 （発言する者あり） 執行部、何か今の話がありますか。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） ただいまの竹岡議長のほうからいろいろと指摘を受けておりますように、経営者会議または株主会議、三セクの改革推進委員会等々、それぞれの立場立場での道の駅おふくの改革案等について議論がなされたかということでございますけれど。議長が言われますように、そうした正式ないわゆる手続的な

ものは、正式なものについては出ていないのが実情であります。

市が株主としての意向、それから観光開発株式会社の実質的な経営者との——経営者からの申出等を鑑みて、今回の議案提出という段に至っております、それぞれの会議、委員会等の役割を十分に果たしたとは言えないというのが実情であるというふうに思っております。その点につきましても重ねて反省しております。申し訳なく思っております。

新たな改革につきまして、それぞれの手続といいますか、段取りを踏んで、公式な会議等において意見をまとめ、それをすり合わせて、最終的に議案提出というふうに至るべきであったというふうに感じております。申し訳ありません。

○委員長（猶野智和君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 先ほど来からの議論を踏まえまして、道の駅おふくにおいて、テナント方式を採用することについては、皆さん、基本的には異論ないということでございますが、残念ながら、今回手続的にきちんとしてなかったということでございますので、今回は見送りとする提案をいたします。しっかり時間をかけて……

○委員長（猶野智和君） 今、反対意見ですね。

○副委員長（坪井康男君） 意見を言います。

だから、これからじっくり時間かけて、きちんと段取りを踏んでやってくださいませ。本議案に反対いたします。

○委員長（猶野智和君） ほかに御意見はございませんか。高木委員。

○委員（高木法生君） このたびの議案第30号につきましては、先ほどから皆さんおっしゃっているとおりでございます、この条例の改正は、道の駅おふくのレストラン部門をテナント方式、運営方法を変更するという議案であります。

このテナント業者の選考につきましては、やはり公平性を保つ意味からでも、公募を基本に考えなければならないと思っております。手法的に疑問を生じるので、私は議案には一応反対させていただきたいと思っております。



ただ、レストランのテナント方式というのは、私は本当にフリーヒットであろうと思っておりますけれども、この手順等を考えたときに、ちょっと賛成いたしかねるなということでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかに御意見はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 私も既に申し上げてきたところでございます。

今回の条例の一部改正については、もうボタンのかけかえを間違えてしまった、それで走って、今の現在の結果があると思います。しっかりとこのテナント方式でやる、それは非常にいいことだと思っております。

今回の、まず改革にするあたって、この改正案の中に、公募ということは1つも書いておりませんので、そういったところのものもちゃんと入れておけば、市民に対する公平性というものが、私は保たれてきていたんではないかと思っておりますので、今回はそういった手続上のまず入るイントロダクションのところ間違ってたということで、今回のこの条例一部改正について、反対の意見を申し上げたところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第30号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手する者なし〕

○委員長（猶野智和君） 挙手なしであります。よって、議案第30号は否決されました。

次に、議案第31号美祢勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 議案第31号美祢勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

美祢勤労者総合福祉センターは、勤労者の福祉の増進と教養文化の向上を目的に

設置された施設でありまして、広く市民に御利用をいただいております。

美祢勤労者総合福祉センターの研修室につきまして、今年度、ワーキングスペースとして改装することから、この研修室の利用料金の改正を行うものでございます。

目的は、企業や個人の多様な働き方を支援するため、誰もが気軽に使用し、日常と違った環境で仕事などができる場所を提供するためのものでございます。市内企業の方をはじめ、市外から出張に来られた方や休暇を利用して美祢市に来られた方、学生の方など広く御利用いただきたいと思っております。

現在の研修室は貸切りの料金設定にしており、1時間当たり210円としております。これを複数の個人の方が同時に利用できるよう1人1時間当たり100円とし、高校生以下については50円とするものでございます。

また、ひと月当たり2,000円、高校生以下については1,000円を御負担いただくことで、1か月間何度でも利用ができる設定もしております。

料金設定の考え方については、研修室に係る維持管理経費を研修室の利用、目標人数で割り、その額の50%を受益者負担として設定しております。説明については以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。山下委員。

○委員（山下安憲君） 質問します。

このコワーキングスペース、高校生以下も利用できるということで、テスト週間とかですね、かなりこの料金であれば環境がいいということで、生徒が知ってしまえば結構利用が多くなって、大分専有されてしまうのではないかと。そしたら、事業的に使ってらっしゃる大人の方が使いたいときに使えないとかですね、そういった状況は、一般の図書館でもちょっと考えられることだと思うんですけども、こういった状況については、何か対策は打ってるんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） このタイプの施設、本市で、初めてこのたび設定させていただきます。

委員おっしゃいますとおり、そういったことも予想は——時期によっては予想されると思います。運用する面で、運用しながら検討していくということになるかと思いますが、上手に一般の方の御利用を制限するようなことがないように、

運用する中でもろもろ改善してまいりたいと、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山下委員。

○委員（山下安憲君） これは当然、高校生以下が使えるということで、高校生以下にもこの施設ができましたと、使えますよという広報というか、周知のほうはされるのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 先ほどは着座にて大変失礼いたしました。

山下委員の御質問にお答えいたします。

議決いただきましたら、直ちに市内企業をはじめ、市内の高校のほうにも直接周知を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○商工労働課長（別府泰孝君） 山下委員。

○委員（山下安憲君） 高校生以下、1人1か月につき1,000円ということで、料金的にもかなり魅力だと思うんですね。

それで、利用されてる方が、もう顔ぶれが全然変わらないというふうなことも起きてくるかもしれませんので、そういった方を制限するのもちよっとかわいそうですし、また、それによって入れない方も出てくるのはあるかと思しますので、今後しっかり、そのところは対策を打っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第31号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午後0時59分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、議案第14号令和4年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。佐伯上下水道局施設課長。

○施設課長（佐伯憲一君） それでは、議案第14号令和4年度美祢市環境衛生事業特別会計について御説明をいたします。

本特別会計は、秋吉台地域と広谷地区の良好な自然環境を保全するための地域し尿処理施設を管理運営する会計でございます。

21ページになりますけれども、第1条として歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億82万4,000円と定めるものでございます。

まず、歳出から御説明をいたします。

環境衛生事業特別会計予算に関する説明書の436ページを御覧ください。

1款環境衛生事業費・1項総務管理費・1目一般管理費として939万5,000円を計上しております。前年度対比として400万6,000円の増でございます。

これは、一般職員人件費において、今まではこの環境衛生事業については、維持管理主体でございましたけれども、施設更新に伴う工事が主体となることから、実務を行う職員の配置替えをしたことによるものでございます。

続きまして、2目施設整備費として7,629万7,000円を計上しております。

これは、秋吉広谷浄化センター整備事業に関わる経費でございます。現在、秋吉広谷地区の環境衛生施設であります秋吉地域し尿処理施設が供用開始後、約49年が経過し老朽化していることから、その更新に係る経費を計上して整備を行うものでございます。

右ページの下になりますけれども、001秋吉広谷浄化センター整備事業の主なものとして、秋吉広谷浄化センター実施設計などの設計委託料として1,000万円、秋吉広谷浄化センター造成工事などの施設整備工事として5,952万4,000円を計上してお

ります。

続きまして、48—438ページを御覧ください。

2項維持管理費・1目処分場管理費として1,469万4,000円を計上しております。前年度対比としましては25万円—25万7,000円の減でございます。

処分場維持管理事業の主なものとして、右ページ説明図—説明欄001、上から3行目になりますが、光熱水費として441万6,000円、その下、2つ下なんですが、上から6行目になりますが、管理委託料として549万5,000円を計上しております。

続きまして、その下になりますけども、2項公債費・1項公債費・1目利子として23万8,000円を計上しております。

これは、令和3年度に実施しております事業の過疎債などの借入れに伴う利子分を支払うものでございます。

続きまして、歳入でございます—続きまして、歳入でございますが、432ページ、左ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金・1項負担金・1目環境衛生事業負担金として、前年度と同額の3万円を計上しております。

続きまして、2款使用料及び手数料・1項使用料・1目環境衛生事業費使用料として380万円を計上しております。前年度対比としましては119万7,000円の増でございます。

これは、環境衛生事業費使用料であり、前年度になりますけれども令和3年度の実績値などから算出しており、その結果、前年度より増額となっております。

続きまして、3款国庫支出金・1項国庫補助金・1目衛生費国庫補助金として2,500万円を計上しております。前年度対比としましては1,110万円の減でございます。

これは、先ほど歳出で御説明しました秋吉広谷浄化センター整備に関わる国の補助金でございます。

続きまして、4款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金として1,842万4,000円を計上しております。

その下になりますが、2目観光事業会計繰入金として217万円を計上しております。

続きまして、次のページ、434ページを御覧ください。

5款諸収入・1項雑入・1目雑入として、前年度と同額の20万円を計上しております。

続きまして、6款市債・1項市債・1目衛生債として5,120万円を計上しております。前年度対比620万円の増であります。

これは、先ほど歳出で御説明いたしました秋吉広谷浄化センター整備事業に関わる汚水処理施設整備事業債でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 私の認識不足かもしれませんが、基本的なことをお伺いします。

広谷の浄化槽、広谷——秋吉広谷浄化センター整備事業ですね。49年たっていると。昔のコミュニティープラネッ——プラント事業のやつですね。

これは、浄化センターを更新するということですが、管路についてはどうなっていますかね、排水管。

○委員長（猶野智和君） 佐伯上下水道局施設課長。

○施設課長（佐伯憲一君） ただいまの村田委員の御質問にお答えします。

この秋吉広谷浄化センター整備事業の中には、当然ながら浄化センターも整備することになっておりますけど、さらに黒谷ポンプ所、そして広谷ポンプ所、そして管渠、要は圧送管とか11.7キロございますけども、それも一緒に含めて整備をする計画であります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 安心しました。

管路も老朽化しているんで、きれいになるということで、地元の方も安心されているでしょう。

ありがとうございました。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第14号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和4年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎上下水道局管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第17号令和4年度美祢市水道事業会計予算について御説明をいたします。

予算書1ページを御覧ください。

まず、第2条業務の予定量でございます。業務の予定量につきましては、上の表の計の欄を御覧ください。

1号の給水戸数は、美祢・美東・秋吉地域を含めまして——秋芳地域を合わせまして1万70戸、2号の年間総給水量は255万4,000立方メートル、3号の1日平均給水量は6,996立方メートルを予定しております。

次の2ページを御覧ください。

4号、主な建設改良事業でございます。

上から、上野・秋吉地区水道統合整備事業として9億8,890万円、麻生地区水道統合整備事業としまして1,393万7,000円、管路敷設替事業として1億4,066万8,000円、水道施設設備台帳管理システム作成事業として——作成事業として3,424万3,000円を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、水道事業収益は8億4,866万2,000円。

内訳としまして、営業収益が4億7,232万5,000円、営業外収益が3億7,633万7,000円でございます。

一方、支出でございますが、水道事業費として7億3,722万6,000円でございます。

内訳としまして、営業費用が6億9,447万円、営業外費用が4,223万6,000円、特別損失2万円、予備費が50万円でございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

資本的収入は12億5,594万5,000円。

内訳として、企業債が8億7,830万円、繰入金が30万9,000円、負担金及び寄附金が275万円、国庫支出金が2億2,341万1,000円、出資金が1億5,117万5,000円でございます。

一方、資本的支出は15億1,284万3,000円。

内訳としまして、建設改良費が12億5,246万4,000円、企業債償還金が2億5,037万9,000円、予備費が1,000万円でございます。

第4条資本的収入及び支出の条文の括弧書きを御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,689万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,168万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2,699万円、当年度分損益勘定留保資金1億3,822万5,000円で補填するものであります。

次の3ページを御覧ください。

第6条一時借入金の限度額を昨年度は2億円としておりましたが、建設改良事業費の増加に伴いまして、このたびは5億円としております。

では、予算の主なものとして、前年度と比較して予算実施計画書で御説明を申し上げます。

予算書の4ページ、5ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、4ページの一番上の行になりますが、水道事業収益の予定額は、前年度と比較しますと九千四百――9,490万6,000円の増額でございます。

第1項の営業収益につきましては、前年度と比較しますと5,181万8,000円の増額でございます。給水収益につきましては、3地域の合計で5,422万1,000円の増額の見込みとしております。

こちらは主に、水道料金の改定によるものです。

次に、第2項の営業外収益につきましては、前年度と比較しますと4,308万8,000円の増額でございます。



こちらは主に、6ページの下から2行目の消費税還付金の増額によるものです。  
次に、支出でございます。8ページを御覧ください。

水道事業費の予定額は、前年度と比較しますと655万8,000円の減額でございます。  
まず、第1項の営業費用につきましては、前年度と比較しますと594万3,000円の減額です。

8ページから11ページにわたりまして、原水及び浄水費が前年度と比較で3地域合わせまして1,323万8,000円の増額であります。

こちらは主に、ポンプ場の運転管理業務を令和4年度から令和5年度までの2か年で改めて業者を決めていくことから、まずは増額となっております。

次に、10ページから17ページにわたりまして、配水及び給水費となりますが、こちら前年度比較で3地域合わせまして2,187万6,000円の減額でございます。

こちらは主に、人件費及び委託料の減額によるものでございます。

人件費につきましては、上下水道局では、令和3年度から組織形態が班体制となりましたことから、水道事業会計、下水道事業会計、環境衛生事業特別会計の3会計におきまして、現在の職員の会計ごとの人員配置を見直すことにより、美祢地域の職員が1名の減等によります減額。

あと、委託料につきましては、主に漏水調査業務におきまして、常駐での漏水調査——漏水調査業務委託から漏水している可能性があるところが特定できないときに、漏水調査業務を委託する方法に変更するというに伴う減額でございます。

次に、第2項営業外費用ですが、22ページ、23ページを御覧ください。

本年度の予定額は、前年度と比較しますと六百——61万5,000円の減額でございます。

こちらは、企業債利息の減額によるものであります。

続きまして、資本的収入及び支出の御説明をいたします。

24ページ、25ページを御覧ください。

収入では一番上の行になりますが、前年度と比較しまして8億3,619万円の増額であります。

こちらは主に、上野・秋吉地区水道統合整備事業の財源となります企業債及び国庫補助金の増額によるものであります。

次に、26、27ページを御覧ください。

支出の合計は一番上の行になります。前年度と比較しまして8億2,839万1,000円の増額でございます。

こちらは主に、建設改良費の増額によるものであります。

最後に、予算概要資料4ページ、5ページを御覧ください。

令和4年度美祢市水道事業予定損益計算書になります。

5ページの下から3行目になりますが、この予算によります令和4年度の予定損益は1,891万8,000円の純利益の——純利益となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第17号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和4年度美祢市下水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎上下水道局管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第18号令和4年度美祢市下水道事業会計予算について御説明をいたします。

予算書1ページを御覧ください。

まず、令和4年度の業務の予定量でございます。

第2条を御覧ください。第1号下水道使用戸数は、公共下水道事業につきましては3,920戸、農業集落排水事業につきましては970戸、全体で4,890戸でございます。

第2号年間処理水量は、公共下水道事業につきましては87万7,000立方メートル、農業集落排水事業につきましては22万1,000立方メートル、全体で109万8,000立方

メートルでございます。

第4号主な建設改良事業は、公共下水道事業につきましては、美祢市浄化センター一等改築更新事業として1億7,000万円、農業集落排水事業につきましては、別府地区マンホールポンプ制御盤更新工事4,200万円を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の御説明をいたします。

収入は、公共下水道事業収益として、営業収益1億5,402万5,000円、営業外収益3億8,688万1,000円、合計で5億4,090万6,000円を計上し、農業集落排水事業収益としまして、営業収益4,215万5,000円、営業外収益2億327万3,000円、合計で2億4,542万8,000円計上し、これにより収入総額は7億8,633万4,000円でございます。

一方、支出は、公共下水道事業費用として、営業費用4億9,911万円、営業外費用として2,618万6,000円、特別損失1万円、予備費100万円、合計で5億2,630万6,000円計上し、農業集落排水事業費用として、営業費用2億3,049万円、営業外費用1,091万9,000円、特別損失1万円、予備費30万円、合計で2億4,171万9,000円計上し、これにより支出総額は7億6,802万5,000円でございます。

次に、2ページを御覧ください。

第4条資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、公共下水道事業では、企業債1億1,400万円、補助金——こちらは国庫補助金で9,286万円、出資金8,602万5,000円、受益者負担金91万1,000円、その他負担金1,000円、合計で2億9,019万7,000円計上し、農業集落排水事業では、企業債2,100万円、補助金——こちらも国庫補助金で2,100万円、出資金2,450万6,000円、受益者分担金21万9,000円、合計で6,672万5,000円計上し、これにより収入総額は3億5,692万2,000円でございます。

一方、支出につきましては、公共下水道事業では、建設改良費2億2,053万5,000円、企業債償還金2億1,131万2,000円、予備費100万円、合計で4億3,284万7,000円計上し、農業集落排水事業では、建設改良費5,047万6,000円、企業債償還金6,126万5,000円、予備費30万円、合計で1億1,204万1,000円計上し、これにより支出総額は5億4,488万8,000円でございます。

ここで、第4条の本文の括弧書きになりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,796万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,419万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億7,376万7,000円で補填

するものであります。

では、予算の収益的収入及び支出の主なものにつきまして、前年度と比較して予算実施計画書で御説明を申し上げます。

予算書の4ページ、5ページを御覧ください。

収入は、第1款公共下水道事業収益の予定額は、前年度と比較しますと699万3,000円の減額でございます。

このうち、営業収益は、前年度比較で123万円の増額、営業外収益は前年度比較で822万3,000円の減額でございます。

第2款農業集落排水事業収益につきましては、前年度と比較しますと189万4,000円の減額でございます。

このうち、営業収益は、前年度比較で36万5,000円の増額、営業外収益は前年度比較で225万9,000円の減額でございます。

次に、支出の御説明をいたします。

予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

第1款の公共下水道事業費用は、一番上の行になりますが、前年度と比較しますと168万円の減額でございます。

第1項の営業費用は、前年度比較で445万3,000円の増額でございます。

こちらは、管渠費につきましては、主に管路修繕料を減額したことによりましての減額となっております。総係費におきましては、主に、先ほど申しましたが、上下水道局では令和3年度から組織形態が班体制となったことにより、水道事業会計、下水道事業会計、環境衛生事業会計特別会計のうち、職員配置の検討を行った結果、職員数を4名から5名にしたことにより増額となっております。

予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

第2項の営業外費用は、前年度比較で613万3,000円の減額でございます。

こちらは、企業債の支払利息の減額によるものです。

次に、第2款の農業集落排水事業費用につきましては、10ページの下から4行目になりますが、前年度と比較しますと99万6,000円の増額でございます。

第1項の営業費用は、前年度と比較で217万5,000円の増額でございます。

こちら、主な要因としまして、管渠費及び処理場費につきましては、主に修繕料を減額しております。

12ページ、13ページを御覧ください。

総係費につきましては、人件費におきまして昨年と同じ2名ですが、職員の配置の検討を行った結果の増額となっております。

14ページ、15ページを御覧ください。

減価償却費につきましては、令和3年度の農業集落排水施設、マンホールポンプ通報監視設備の整備に伴い増額となっております。

第2項の営業外費用は、前年度比較で117万9,000円の減額でございます。

こちらは、企業債支払利息の減額によるものです。

続きまして、資本的収入及び支出を御説明をいたします。

資本的収入及び支出の金額及び主な事業及び事業費は、先ほど予算書の第2条及び第4条で説明いたしましたので、それ以外を補足説明いたします。

予算書の19ページを御覧ください。

公共下水道事業につきましては、上から6行目の工事請負費にありますが、その説明の中に、下水道マンホールポンプ通報監視設備工事としまして1,000万円、管渠布設工事ほかとしまして3,006万円を予定しております。

次に、令和4年度の予定損益計算書でございます。

概要説明資料3ページを御覧ください。

下から3行目になりますが、当年度純利益が2つの事業を合わせまして411万円となるよう――の純利益となる予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第18号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和4年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 議案第19号令和4年度美祢市病院等事業会計予算について御説明させていただきます。

先ほどの補正予算と同様、お送りした予算概要説明資料の1ページ、2ページで説明させていただきたいと思います。

それでは、1ページの左側、美祢市立病院の列を御覧ください。

右が前年度決算見込み、これが3月補正の内容と一致します。そして左、本年度とありますのが令和4年度当初予算となります。

まず、市立病院の一番上の病床数の欄でございます。

市立病院にあつては、来年度7月までに病床数を126床とし、適正化を図りたいと考えております。

一般病床については、2階と4階に分かれている10対1病床を2階のみとし、4階全体を13対1の地域包括ケア病床とする計画です。その上で、地域包括ケア病床として管理可能な病床を45床と置き、結果として一般病床を8床減少させるものです。

また、療養病床を20対1化としたことに伴い、管理可能な病床数を45床と置き、療養病床を4床減少させるものであります。

このことにより、安全で良質な看護師配置を前提に、美祢市の患者像に合致する病床である地域包括ケア病床と20対1療養病床を確保しようとするものであります。

次に、業務量です。

業務量については、コロナ禍を脱することを前提とする予定量を想定しております。

まず、1の業務予定量の③1日平均入院患者数の行と⑦1日平均外来患者数の行であります。

入院患者数を1日平均で112人、外来患者数は、各診療科、透析合わせて1日平均で161.4人を見込んでおります。

動員収益の中心である入院収益、その中でも特に主体となる一般病床の1日平均

入院患者数について、一般病床72人としており、救急搬送や紹介経由の入院患者増の流れに加えて、一般外来や救急外来を経由した入院患者増を目指しております。

改革プランにお示しているように、高齢者の存在が美祢市における医療需要の核となっておりますが、患者さんやその御家族や地域全体の中で捉えてみるとされる総合診療医2名が常勤配置されることが、経営上大きなプラス材料と考えております。

このような患者数増加の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、画面左、2の収益的収支のうち、①総収入については、当初予算額を23億1,744万6,000円と計上しております。

一方、総支出については23億1,487万3,000円とし、③当年度純利益については257万3,000円としております。

次に、1ページの美東病院の列を御覧ください。

まず、1業務予定量の③1日平均入院患者数の行と⑦1日平均外来患者数の行であります。

入院患者数を1日平均で83.2人、外来患者数は1日平均で111.2人と見込んでおります。

美東病院にあつては、療養病床の対応力を強化して需要に対応したいと考えております。

このような患者数増加の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、①総収入については、当初予算額は14億9,253万7,000円を計上しております。

一方、総支出については14億4,106万2,000円とし、純利益については5,147万5,000円としております。

次に、グリーンヒル美祢についてですが、介護老人保健施設の列を御覧ください。業務予定量の③1日平均入所者数の行と1日平均通所者数の行であります。

入所者数を1日平均で65.0人、短期入所者数は3.02人の合計68人、通所者数を18.8人と見込んでおります。

このような入所者数の増——増加の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、収益的収支のうち、総収入については、当初予算額を4億54万円を計上しております。

一方、総支出については4億51万6,000円とし、純利益については2万4,000円と置いております。

次に、訪問看護ステーションについてであります。2ページ目にわたりますが、訪問看護——訪問看護ステーションの列を御覧ください。

業務予定量の⑦1日平均外来患者数の行であります。訪問者数を1日平均で21.4人と置いております。

この見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、収益的収支のうち、総収入については、当初予算額は5,027万4,000円を計上しております。

一方、総支出については4,884万2,000円とし、当年度純利益については143万2,000円と置いております。

以上の結果、病院等事業全体の収益的収支につきましては、収益的収支、総収入の行、右のほうになります。本年度計の列に、収入総額を42億4,627万2,000円、その下、総支出の行に支出総額を41億9,076万8,000円としております。

これを差し引いた結果、美祢市病院等事業会計全体における当年度純利益は、その下の5の欄に五千五百四——5,550万4,000円と置いております。

これを、令和2年度末の病院等事業会計全体の予定損益計算書に位置づけますと、その下になりますが、経営——損益計算書の当年度純利益の行に記載のとおり、税抜きの5,454万3,000円となり、その下の行の前年度繰越欠損金10億956万9,000円と差引きした結果、さらにその下の行、当年度未処理欠損金9億5,502万6,000円と見込んでおります。

続いて、収益的収支について御説明します。

また少し上に戻りますが、3の収益的収支のうち、収入の行であります。

美祢市立病院が、ちょっと左に戻っていただいて、市立病院が1億6,511万3,000円、美東病院が2億3,209万2,000円、介護老人保健施設が3,205万9,000円を計上しております。

この支出のうち、建設改良工事費のうち主なものが医療機器——機械費になりますが、市立病院にあつては、循環系統が2,079万円、美東病院にあつては生化学自動分析装置が2,140万円といったものが大きなものになっております。

以上の結果、収入総額を3億3,438万円、支出総額を4億2,926万4,000円とするものであります。

説明は以上となります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑



はございませんか。高木委員。

○委員（高木法生君） 2件ほど、お伺いをしたいと思います。

大変、実績のコロナ禍の中で、大変予算を苦勞して作られたことがよくうかがえております。

診療報酬の改定というものが2年に1回実施されるところでございますが、令和4年度はちょうど改定年度になります。

美祢市病院改革プランにおきましては、両病院が地域包括ケア病棟を抱えるようになっております。

このたびの改正は、情報が確かかどうか分かりませんが、地域包括ケア病棟の入院料に係る見直し等が行われると。それも大変厳しい——非常に厳しい内容であるということをお聞きしたことがあるんですけど、その辺の影響というのはどうなんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 西山病院事業局管理部次長。

○病院事業局管理部次長（西山宏史君） ただいまの高木委員の御質問にお答えします。

2年に1回の診療報酬改定、来年度、今委員御指摘のとおり予定されております。

今、私どもがつかんでおる情報の中で、市立病院、美東病院、いずれにとっても重要な変更点と捉まえておりますのが、委員ただいま御指摘があったように、地域包括ケア病床と密接なというか、入退院の支援加算というのがありまして、入退院支援という業務は、病院の中で地域連携室という機能がどちらの病院にもあります。病院と外部の機関ですね。よその病院様、あるいは介護保険施設様から入院患者を受け入れる。あるいは回復後に、またそちらの施設に患者様をお返しするとか、そういう施設間の連携をする非常に重要な部門を両病院とも持つておるんですが、その活動のことを入退院支援と言ったりします。そこが今、両病院とも入退院支援加算のランク1ではなくて、ランク2の位置づけなんですけども、これをランク1に持つていかないと、診療報酬で両病院が得られる報酬額が落ちてしまうというふうにご認識しております。

で——でありますので、レベル2からレベル1に上げたいところなんですけども、条件がありまして、外部の機関との交流のありようですね、より密にしなさいというのがあります。もうちょっと情報の精度高——入ってくる情報の精度を高めたいと

思っているんですが、これ——これまでレベル2であった場合は、外部の施設と——20の施設と付き合いがあればいいとされていたんですが、それが——それを20——25に——の施設にちょっと増やさないというのが重要な要件変更になっておると。

で、じゃあ、そのそれぞれの施設と何回やりとりすればお付き合いがあったことになるかという、3回だと聞いております、やり取りがですね。で、3回以上のやりとりをする施設、お付き合いする施設の数を20から25に増やすということが、レベル2からレベル1になる要件だというふうに聞いております。

あと重要な要件もう1つありまして、今地域連携室というのは、両病院とも在籍する職員がこの場所にいるという部屋が決まっております。レベル1にしようと思えば1名ですね、ちょっと専門というか専任ということか、担当職員を入院患者がいらっしやる病棟に張りつけなくちゃいけないと。

ですから、例えば美東病院でありますと、委員御存じのように、一般病床が2階にございますので、2階のナースステーションの一角に、何ていいますか、専任職員——地域連携を担う専任職員の机を置かなくちゃいけないのかなというようなことを考えております。

で、今申し上げましたように、病棟張りつけの専任職員を置くこと、それと、お付き合いする機関との交流の回数、密度を上げること。その要件を満たすために、何を準備していかないといけないのかというのを今から——3月ちょっと事業局内の論議を本格化させる必要があると思っています。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 高木委員。

○委員（高木法生君） ありがとうございます。

大変、細分化になっていろいろ難しい問題が出てきて大変だと思いますけれども、病院改革プランで、やっぱりこのケア病棟が1つの生き残りのもので病棟でありますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1件ですね。予算書の33ページで支出のところ、医師の医師数が13名、美祢が9名、美東は4名ということで、3年度の場合はどちらも6人であったかと思ひますけど、これは年度末の数字ではあろうと思ひます。

それで、後に非常勤職員の医師というのが、美祢に35名、美東が28名とあります

けれども、これを常勤換算にしたら何名になりますか、医師が。

○委員長（猶野智和君） 西山病院事業局管理部次長。

○病院事業局管理部次長（西山宏史君） ただいまの御質問でございますが、ちょっと美東病院のほうからお答えいたします。

正職員というカウントの仕方では、常勤医師、美東病院は4名になるんですけども、医師の定年退職年齢、一応65歳ということになっておりまして、本年度——令和3年度から、これまで常勤だった医師2名が非正規職員になったんですけども、引き続き——引き続き令和3年度からも常に勤務されておる状況でございますので、常勤の医師が6名というのが、私どもの実際の美東病院におきましては、私どもの実際の認識でございます。

で、山口大学も非常勤の先生が日替わりで来てくださっていますけれども、私どもが、例えば保健所でありますとか、厚生局でありますとか、その辺りになる公式の報告書上では、常勤の医師は6名、そして非常勤の医師は、年度によって違いますが、大体美東病院においては20名前後が人数的には来られているんですが、それが何人役分かというのと、非常勤の先生は3人役分——3人分だと捉えます。1日の労働時間が7時間45分だとカウントすると、常勤医師は、実際に頭数6人——6名いらっしやる。で、非常勤の先生は20名前後なんですけれども、労力的には約3人分ということで、美東病院のほうの医師の人数は、人役的には9人役ということになります。

以上でございます。

それと、ちょっと待ってください。すみません。

○委員長（猶野智和君） どうぞ。

○委員（高木法生君） 4名で上げておられたので、これでは1人当たりの負担が大変大きくて、それこそ働き方改革で問題になってくるんじゃないかという危惧しておりました。それで、一応9名ということでございますので、了解いたしました。

今後、医師の確保については、（聞き取り不可）先生にまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今現在、令和4年度の美祢市の病院事業会計予算概要において、説明がありました。

それで、今回病床数が美祢市立病院のほうで130床あって126床と12床病床数が減少しています。美東病院は変更なしということでした。

それで、今後美祢市立病院において、一般病床は81床で89床より8床減、地域包括ケア病床は45床で前年度より30床ということで15床の逆に増、療養病床は45床で前年度病床49床より4つ——4床減りました。

こういったことを見ていきますと、今回この病床数を変更された大きな要因といえますか、それについて、まず医業収益の上昇が非常に見込まれないからそうなのか。また、看護師の確保が十分になかなかできない、いろいろ要因があると思います。

先ほど、今言われたように、医師の確保もなかなか難しい、美祢市立病院は9人とありましたけど、これ実際、何ていうか、非常勤の医師を合わせた人数で9人なのか。そこのところをまず最初にお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（猶野智和君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 岡山委員の御質問にお答えします。

138床から126床に病床数を削減するという事は、岡山委員も御承知——御存じかと思いますが、100床に近ければ近いほど病床の交付税が——1病床あたりの交付税が高くなるというふうに決められております。ですから、少なくとも12床減らせば、それだけ単価が高くなるということが1つと。

それから、看護師がどうもその——どうしても現在まだコロナが蔓延しているときで、4人ほど、コロナ病床のほうに看護師を張りつけております。4人とも非常にベテランの方で、中堅でバリバリの方なので、残りの方——残りの看護師に負担が——負担がかかってですね——負担がかかるといいますか、看護師の絶対的な人数が4人分取られてしまうわけですね。そういうことで、夜勤をするベテラン——夜勤をするベテランの看護師の数が非常に不足しております、今。結局は、病床をダウンサイジングしないと回せないということが2点目でございます。

ドクターの数は、この4月から総合診療医が2名加わるというか、就職してくれますので、市立病院に関してはドクターの数はもっと本当は必要なんです、取り

あえず増員されますので、何とか今の病床数でもやりくりできるっていうのはあります。

一番問題は、看護師の数とそれから加算——さっき言いました、1床あたりの国からの地方交付税が増額されるというこの2点でございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 背景には、交付税が高くなって医業収益がよくなる、そういった判断があるということがよく分かりました。

なかなか医師の確保も両病院にあっては難しいことで、医師がおらんことには医業収益も上がりませんので、こういった対応策をされたのかなと思っております。

それで、この予算の概要を令和3年等見ていきますと、まず、この外来の既決予算予定量は六千——6万4,588人で、補正予定量は4,637人減の五千九百九十——5万9,951人でありました。

それで、美祢市立病院等において、この年間の入院の既決予定では七万一千百——7万1,249人。令和3年よりも400人増え——増えて——予定量としては増えています。外来の年間既決予定量は6万7,312人、前年度決算見込みは6万4,260人で3,050人増えています。今回、両方とも入院と外来増えて——予定量としては増えていますけれどもですね。

今、実際このコロナ禍において、去年もこの予定量、コロナが大きく発生したということで、やっぱり去年も感染を恐れて病院に行かなかった、医療を受けられなかった方もおられた。そして実際、最終的には、何ていいますか、前年——当年——令和3年度の当年度純損失が一億——1億835万円ということで厳しい結果ということで。そして、当年度未処理欠損金が10億956万9,000円となっています——なりましたよね。

今回も、まだまだオミクロンの株がピークアウトをしたといっても、やっぱりステルスオミクロンとかが何か言われていまして、やっぱりなかなか美祢市におられる方は、非常に10人とかコロナにかかっておられて、非常に恐れられて病院に行かない人が結構去年もありましたけど。今年も何かそういう状況が、私は表れてきているんじゃないかと思って——思っています。

予定量は、今回入院・外来とも上げておりますけれども、心配なのは、今回も令

和4年度上げておりますけれど、入院・外来のこの既決予定量——既決予定量がまた最終的に見たら令和3年度と同じ補正で、結果として厳しい結果になってくるんじゃないか、ちょっとそういう恐れを私非常に感じております。

そういった面で、今回病床を100床にして交付税が入ってくる。様々な工夫をされて、お医者さんも何とか実際、美東でも今さっき4人とか言われたけど、実際、先ほどの説明で、実際、非常勤の方を入れたら増えていくんだと、そういった説明がありました。そういったところで頑張ってもらえると思いますけれども。

今のコロナ禍にあって、昨年と同様なこと——今回の決算の最終と同じような形に、来年度3月——予定の決算で同じような状況にならないかということ非常に心配しておりますけれども、それについては、どのような御見解でしょうか。よろしくをお願いします。

○委員長（猶野智和君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 外来患者の来年度の予定量というのは、一応19年度のコロナ前の外来患者のデータを参考にしています。もちろん、この令和4年度もまだまだコロナがどうなるか、岡山委員言われましたように、BA.2の違ったオミクロン株が入るんじゃないかというような懸念もございます。こればかりは、外来患者数はコロナが収束しない限りは、あんまり増加の可能性も期待できないかなというふうに思っております。

で、先ほど申しましたが、この4月から総合診療医が常勤です。常勤が2名来て——くれるようになりました。

で、総合診療医というのは、いわゆるフィールドというか、部院内だけで診療・治療をするのではなくて、もっとうち地域に出て地域医療、つまり家庭内とか家庭医療とか、あるいは在宅医療とか、あるいは予防医療とか、そういったもっとうち病院外での住民に対する密接な関与を期待というか、それが本業みたいなものですので、私はその2名のドクターがその辺りのことを十分やってもらえる、あるいはやってもらうように指示するというふうに思っております。本人たちも、そのつもりで来るというふうに聞いております。

先ほど、126床にするとどうかという、ちょっと言い忘れましたが、ダウンサイジングして、今の看護師の募集はずっとかけていますけれども、今ある看護師の数の定員の中で、最大の治療、ケアを看護師——患者にするのは、やはり少しでも少

ない——病床数が少ないコンパクトな病院のほうが働きやすいというふうに思っておりますので、これ、将来どうなるか分かりませんが。

美祢市民も毎年400人から500人ほどずつ減少してまいりますので、減少を食い止めるというのが行政の役割かと思うんですけれども。今のまま減少していきますと、やはり病院のベッド数もそれなりに美祢市に合った、ニーズに合った病床数でやっていかないといけないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、高橋病院事業管理者のほうで、非常に貴重なお話がありました。

もう病院側で待つて——ずっと患者が来るのを待つてじゃなくて、逆に地域医療として、今回もこの総合医療関係のこういったお医者さんが2人来るということで、それがもう地域に出て行って診療していくと、そういったこともいとわれないという、そういった方が来られるということで、非常に心強さを今感じたところです。

だから、どう今後出向いてしっかりと医療を待つて、患者が来るのを待つんじゃなくて出向いて積極的にやっていく。それをまた高橋病院事業管理者のほうで、それが着実に進んでいって医業収益を上げていただくことは非常に重要な、私はこの2つの病院を維持していく上においては非常に重要なことだなど、そのように感じました。

それで、今美東病院は今回、令和3年度最終的な補正予算決算で、非常に結果としていい結果が出ていますよね。かえって美祢市立病院のほうが厳しい結果であった。それは、医業費用としての、要するに看護師のやっぱり人件費が非常に美祢市立病院が高くて、美東病院のほうは、若い看護師が多くて収益に大きな圧迫をしなかった。そういったところがあるかなと、そのように思っておりますけれども。

その辺について、今後とも医業費用のところはあんまり変わらない状態で、やっぱり経費がしっかりとかかっていくんだらうか。その辺について何か改善していく、何か方向性とかいうものは何かあるんでしょうかどうか、この点についてお尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 美東病院が今年度、収益が1億円ぐらいの黒字と

いうのは、いくつか原因とか理由がございますが、一番はやはり病床稼働率が非常にいいと、88%ほどあって。それからコロナの空床補償が15床補償していただいて、それが1億円ぐらい市立病院よりはよかったということで。

市立病院も今現在看護師が減って、特に中堅の看護師の数が少し減っております。で、若い人は入ってくるんですが、そういった若い人をしっかり教育して中堅に、あるいはベテランにという、そういった体制をやっぴりしっかり教育に関して、看護師の教育を今から頑張っってやっていかなければいい病院にならないというふうに思っておりますので、その辺をしっかりと病院挙げてやっていこうというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第19号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで25分まで休憩いたします。

午後2時10分休憩

-----  
午後2時25分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、議案第20号令和4年度美祢市観光事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。西村観光振興課長。

○観光振興課長（西村明久君） 議案第20号令和4年度美祢市観光事業会計予算について御説明いたします。



まず、予算書の1ページをお開きください。

2条業務量の予定量であります。

秋芳洞入洞者数を37万5,000人、大正洞入洞者数を6,100人、景清洞入洞者数を1万2,500人、また、養鱒場鱒販売尾数を食用水鱒を合わせまして6万6,000尾と見込んでおります。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出でございます。実施計画明細書により説明いたします。

22ページを御覧ください。

まず、収入についてであります。第1項営業収益でございます。

秋芳洞・大正洞・景清洞の観覧料として、観光収入を4億1,544万5,000円、養鱒場収益を1,881万円、その他営業収益を3,985万3,000円としております。これらを合わせた営業収益が4億7,410万8,000円となり、前年度当初と比較して9,443万5,000円の減額となっております。

次に、2項営業外収益でございます。

受取利子及び配当金を2,000円、他会計負担金を4,190万4,000円、補助金114万3,000円、長期前受金戻入を2,149万7,000円、雑収入220万2,000円としております。前年度当初と比較しますと3,382万8,000円の増額となっております。

増額の主な要因は、他会計負担金におきまして、地方創生推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増が影響をしているものであります。

次に支出であります。

23ページを御覧ください。第1項営業費用でございます。

まず、秋芳洞業務費を1億193万4,000円としております。

観光業務職員アテンダントを前年より1名減の17名、会計年度任用職員として任用することとしております。

次に、大正洞・景清洞業務費を1,919万8,000円としております。

24ページをお開きください。

養鱒場業務費ですが2,851万8,000円としております。

次に、リフレッシュパーク・家族旅行村業務費を8,496万円としております。

両施設は、令和4年度から新たな3年間の指定期間に入ります。こちらの指定管理者として7,595万7,000円を計上しております。また、家族旅行村の支障木伐採業

務委託料として168万5,000円を計上しております。

次に、観光振興費を1億1,699万9,000円としております。

補助金の主なものは、観光宣伝に係る観光プロモーション事業が1,260万6,000円、一般社団法人美祢市観光協会の基盤強化を図る観光事業基盤補助金が3,100万円、熱気球や萌えサミット等イベント等に係る秋吉台誘客事業が800万円、国際観光交流推進事業が533万円、秋吉台アウトドアツーリズム事業が140万円など、合計で8,372万8,000円、前年度当初と比較で1,208万2,000円の増となっております。

次に25ページを御覧ください。

総係費を8,417万1,000円としております。

26ページをお開きください。

減価償却費を7,227万2,000円としております。

これらを合わせました営業費用の合計が5億805万2,000円となります。前年度と比較では914万4,000円の増となっております。

次に、営業外費用でございます。

支払利息及び企業債取扱諸費を4,000円、繰出金を217万円、消費税及び地方消費税を1,174万1,000円としております。これらを合わせた営業外費用は1,391万5,000円となり、前年度と比較では1,677万8,000円の減額となっております。

次に、3項予備費でございます。

予備費を200万円とし、前年度との比較では300万円の減額としております。

これらにより、支出総額である観光事業費用が5億2,396万7,000円となり、前年度との比較では1,063万4,000円の減額となっております。

続きまして、27ページを御覧ください。

第4条の資本的収入及び支出になります。

第1項企業債でございます。

企業債を1億4,730万円としております。

これらは、令和4年度から5か年を予定しております秋芳洞通路改修工事の1工区目の費用でございます。電気設備移設工事及び通路改修本体工事に充てるものでございます。

次に、2項他会計負担金において、他会計負担金を2,096万円としております。

これは、令和4年度から5年にかけて、トロン温泉に導入予定でありますチップ

ボイラーの関係する費用及び家族旅行村・リフレッシュパークのWi-Fi設置に伴う、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に充てることとしております。

次に、支出になります。

第1項建設改良費において、建設改良費を1億6,445万5,000円としております。

主なものとして、令和2年度から10年間をめどに事業を開始しております家族旅行村の遊具——木製遊具の設置、秋芳洞通路改修電気設備移設設置調査設計及びチップボイラー導入に係る設計業務に併せ、委託料を1,075万4,000円、また、秋芳洞通路改修工事に係る経費、及び大正洞遊歩道改修工事並びに家族旅行村・リフレッシュパークWi-Fi設置工事に併せまして、1億5,370万1,000円の工事請負費を計上しております。

また、固定資産購入費を2,137万9,000円としております。

主なものは、セグウェイ運搬用の車両購入414万4,000円、電気スクーター購入費315万5,000円、ポスレジ導入費260万100円などとなっております。これらを合わせまして、建設改良費の合計が1億8,583万4,000円となります。

次に、企業債償還金を前年度と同額の102万円、予備費を5万円——失礼いたしました、500万円としております。

これにより、総支出総額である資本的支出額が1億9,185万4,000円となります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,359万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,498万5,000円、及び過年度分損益勘定留保資金860万9,000円で補填することとしております。

続きまして——以上、事業計画によりまして、予算概要資料の2ページになります。

令和4年度の予定損益計算書になります。

下から3段目、当年度純利益を581万6,000円とする予定でございます。

観光事業会計の説明は以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第20号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） 議案第33号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてであります。

これは、令和4年3月31日限りで、玖西環境衛生組合が解散することに伴い、山口県市町総合事務組合から脱退させるため、山口県市町総合事務組合の規約を変更することを関係地方公共団体と協議の上定めることについて、地方自治法第290条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第33号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のと

おり可決されました。

次に、議案第34号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） 議案第34号は、山口県市町総合事務組合の財産処分についてであります。

これは、玖西環境衛生組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第34号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてを議題といたします。竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 委員長のお許しいただきましたので、議事整理に関して発言ができますので、申し上げたいと思います。

さきの議案第30号です。条例改正案が否決されております。したがって、本議案は、議案説明、提案説明並びに質疑を省略していただき、採決、討論というふうな運びをしていただければと思いますが、よろしくお願ひします。

○委員長（猶野智和君） 今、議長から御提案いただきましたので、質疑を省略した

と思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 本議案は、議案第30号と連結しておりまして、議案第30号が否決されましたので、本議案第35号も否決したいと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 反対意見ということでよろしいですか。

○副委員長（坪井康男君） 反対意見です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第35号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手する者なし〕

○委員長（猶野智和君） 挙手なしでございます。よって、議案第35号は否決されました。

次に、議案第36号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。早田美東総合支所長。

○美東総合支所長（早田 忍君） それでは、議案第36号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを御説明いたします。

現在、美祢市においては、ワンストップサービス事業として、大嶺郵便局、山崎郵便局において、戸籍等交付事務を委託しております。このたび、赤郷交流センターへ郵便局が移転されるとともに、地域の利便性の維持拡大を図ることを目的に、行政事務の一部を委託することについて、日本郵便株式会社と協議が整いましたことから、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、内容について御説明いたします。

まず、1として、このたびから美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局として赤郷郵便局を指定しています。

次に、2として、指定する郵便局に取り扱わせる事務を示しております。具体的には、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に規定されている戸籍謄本等の請求の受付及び引渡し、地方税法に関する証明書の交付の請求の受付及び引渡し、住民票の写しの交付の請求の受付及び引渡し、戸籍附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し、転出届の受付、印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しに係る事務となっています。

最後に、3として、これらの事務を取り扱わせる期間を令和4年6月1日から令和5年3月31日までとし、当該期間が終了する3か月前までに、本市及び日本郵便株式会社のいずれも委託事務の取扱いを廃止する意思表示がない場合は、さらに1年間期間を延長するものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第36号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号財産の取得についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） 議案第37号は、財産の取得についてであります。

これは、美祢市新本庁舎の議場に設置する予定であります議会傍聴席ロールバックチェアを取得するにあたり、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

この議会傍聴席ロールバックチェアは、壁面収納タイプの移動観覧席であり、1

列あたり12席が5列の合計60席であります。

なお、去る2月21日、指名競争入札を執行した結果、太伸商事有限会社が1,705万円で落札しております。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 今回の指名競争入札には何者が応募されまして、入札率は何%だったのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

今回の入札にあたりまして、参加した入札業者は4者でございます。

それから、あと落札率でございますが、こちらのほうは、予定価格が公表されていないため、入札率の落札率はお答えできないところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 入札に入られた業者は、全部、美祢市内の業者だったのでしょうか。4者というのは。

○委員長（猶野智和君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

4者のうち全て市内の業者でございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 発言の訂正をお願いします。入札率と言いましたが、落札率。

○委員長（猶野智和君） 落札率。

○委員（山中佳子君） はい、すみません。

○委員長（猶野智和君） もう答えは変わらない。一緒ですね。

○委員（山中佳子君） 執行部も変えられましたので、すみません。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。



それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第37号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案19件の審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後2時50分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月9日

総務企業委員長